

入札公告

平成30年2月23日

一般競争入札について次のとおり公告する。

一般財団法人 救急振興財団
理事長 佐々木 敦朗
(公印省略)

記

1 件名

平成30年度救急救命東京研修所の寝具等の賃貸借等

2 履行場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所

3 調達内容

詳細は仕様書による。

4 入札参加資格

以下の要件に該当していること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 国や地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登録されている者又は本研修所において過去に本業務と類似する業務の実績がある者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者。

① 契約の相手方として不適当な者

ア. 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ．役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ．役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ．役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア．暴力的な要求行為を行う者

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ．取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ．偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

オ．その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 過去において、本件と類似する業務の実績がある者。

5 入札参加申込方法

応募者は、下記(1)の参加申込書に必要事項を記載の上、下記(2)及び(3)の書類を添えて、平成30年3月5日(月)15時00分までに下記の問い合わせ先まで郵送(必着)又は持参すること。なお、提出した書類について説明、補正等を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 平成30年度救急救命東京研修所の寝具等の貸借等入札参加申込書

(2) 国や地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されていることを証明するものの写し又は本研修所と結んだ類似業務の契約書の写し

(3) 過去の類似業務の実績を示す契約書の写し

※ 提出された書類は返却しない。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 見積書の提出

入札参加申込書を提出した者のうち、応募資格を有する者に対して、別途見積書の提出を指示する。

8 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札説明書に記載する事項に違反した入札は無効とする。

(5) 契約の相手方の決定方法

提出された見積書については、同時開封し、見積金額を比較の上、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

(6) 本件に関する質問

本件に関する質問は、平成30年3月2日（金）までに下記の問い合わせ先まで、FAXで提出すること（送付後、電話で確認のこと）。

(7) その他

詳細は、応募資格を有する者に対して別途配付する入札説明書による。

【応募書類提出先・問い合わせ先】

〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-5

救急救命東京研修所 総務課 元田、小野

TEL 042-675-9945 FAX 042-677-9955